

資料3

26.10.17 第107回市町村職員を
対象とするセミナー

佐倉市における就労支援等の取組について

生活困窮者自立促進支援モデル事業推進体制の整備

平成26年10月17日(金)「市町村セミナー」資料
佐倉市福祉部社会福祉課



「カムロちゃん」

「カムロちゃん」は、佐倉・城下町400年記念事業のイメージキャラクター。江戸時代初期に土井利勝が佐倉の領主となってから400年を機に佐倉の魅力を発信するため、現代に復活しました。

カムロちゃん

1. 佐倉市の概要

- ▶ **人口** 177,723人 (住民基本台帳人口)
- ▶ **(このうち外国人 2,148人)**
- ▶ **世帯数** 74,065世帯
- ▶ **年少人口割合** 12.0%
- ▶ **生産年齢人口割合** 61.9%
- ▶ **高齢化率** 26.1%
- ▶ **生活保護人数** 1,189人
- ▶ **生活保護世帯数** 859世帯
- ▶ **保護率** 6.92‰ (常住人口より算定)
- (平成26年3月末現在)**

生活保護費25年度決算額(円)	
生活扶助費	672,188,341
住宅扶助費	368,867,138
教育扶助費	14,291,869
介護扶助費	36,456,329
医療扶助費	999,334,259
出産扶助費	0
生業扶助費	7,823,728
葬祭扶助費	2,765,205
施設保護事務費	5,911,350
計	2,107,638,219

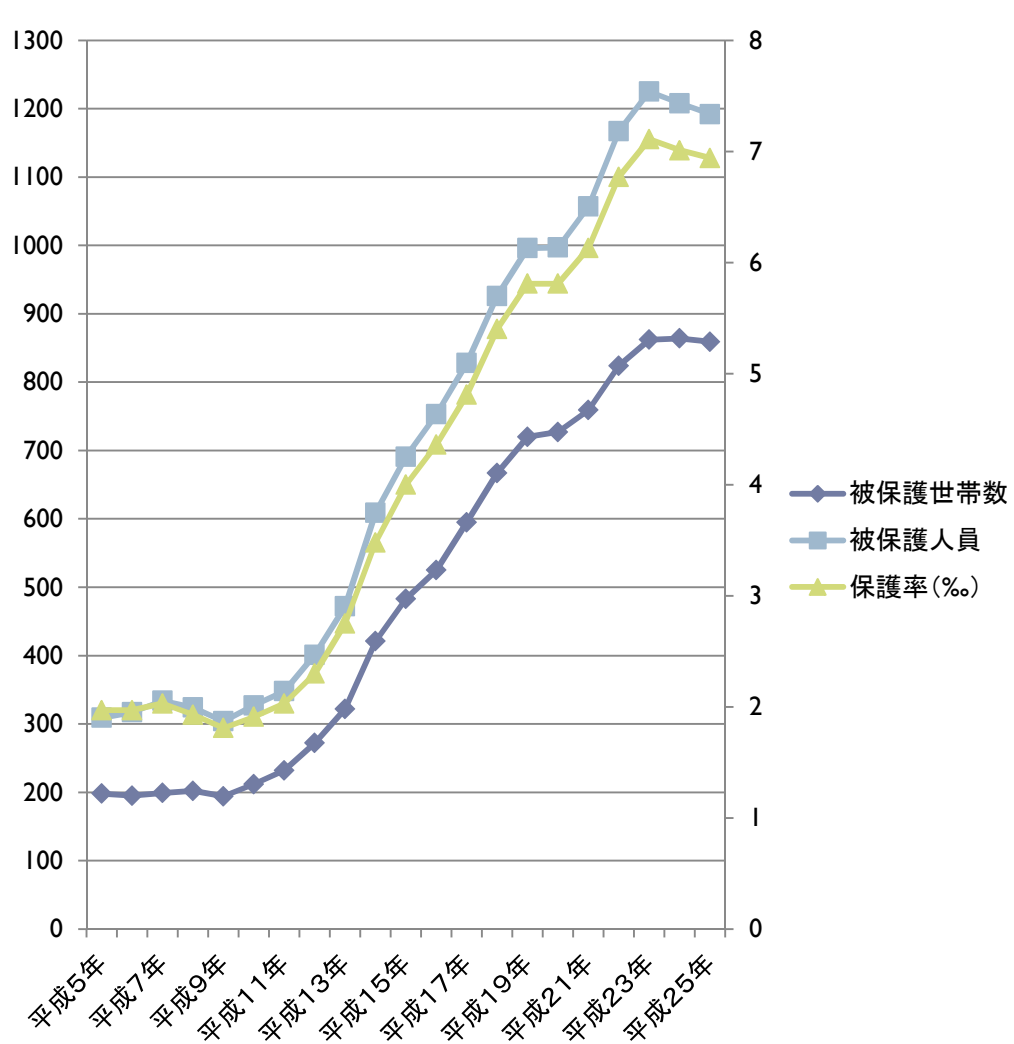


佐倉市は、千葉県の北部、北総台地の中心部に位置し、都心から約40キロ、成田国際空港から約15キロの距離にあります。都心までの所要時間が約60分であることから、昭和40年代より首都圏のベッドタウンとして、発展してきました。印旛沼の水辺や、谷津、里山の風景が残る自然に囲まれた住宅都市で、かつては佐倉藩11万石の城下町として栄えた、歴史の町でもあります。

産業といたしましては、全国生産量の約5%を占めるヤマモモや、米、トマト、落花生といった農業のほか、成田空港に隣接する立地を生かした、物流・製造業も盛んであります。

なお、昨年5月に、国民栄誉賞を受賞されました、読売ジャイアンツ 終身名誉監督の「長嶋茂雄」氏は、佐倉市の出身であり、本市におきましても、昨年7月12日に「市民栄誉賞」を授与させていただきました。

(参考)佐倉市の生活保護受給推移



年度	被保護世帯数	被保護人員	(年度平均値)	
			保護率(‰)	
平成5年	198	309	1.97	
平成6年	195	317	1.97	
平成7年	199	334	2.03	
平成8年	202	324	1.93	
平成9年	194	304	1.81	
平成10年	212	327	1.91	
平成11年	232	348	2.03	
平成12年	272	401	2.3	
平成13年	322	472	2.75	
平成14年	421	609	3.48	
平成15年	483	691	4	
平成16年	525	753	4.36	
平成17年	595	828	4.81	
平成18年	667	926	5.4	
平成19年	720	996	5.81	
平成20年	727	997	5.81	
平成21年	759	1057	6.13	
平成22年	824	1167	6.77	
平成23年	862	1225	7.11	
平成24年	864	1208	7.01	
平成25年	859	1192	6.94	

(参考)佐倉市の世帯類型別生活保護受給世帯の概要

◆平成18年度

	被保護世帯数	高齢者世帯	母子世帯	傷病・障害者世帯	その他の世帯
世帯数	667	293	60	240	74
構成割合(%)	100	43.9	9.0	36.0	11.1

◆平成25年度

	被保護世帯数	高齢者世帯	母子世帯	傷病・障害者世帯	その他の世帯
世帯数	853	430	57	284	82
構成割合(%)	100	50.4	6.7	33.3	9.6

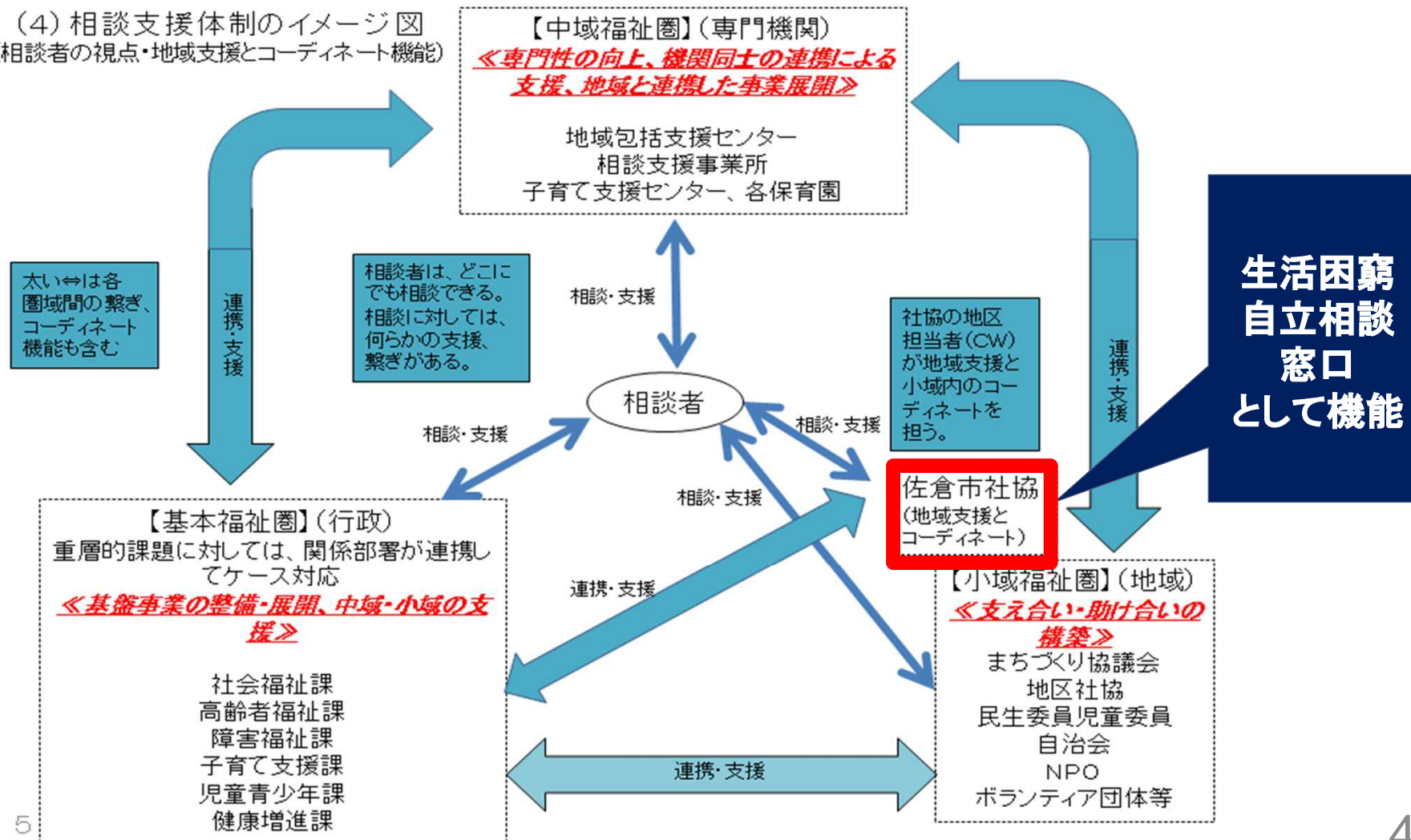
(※停止中世帯除く)

※佐倉市では、全体的な生保受給者世帯は増えているものの、
その他世帯の割合が極端に増えていない。

2. 相談・支援のしくみ(地域づくりのビジョン)

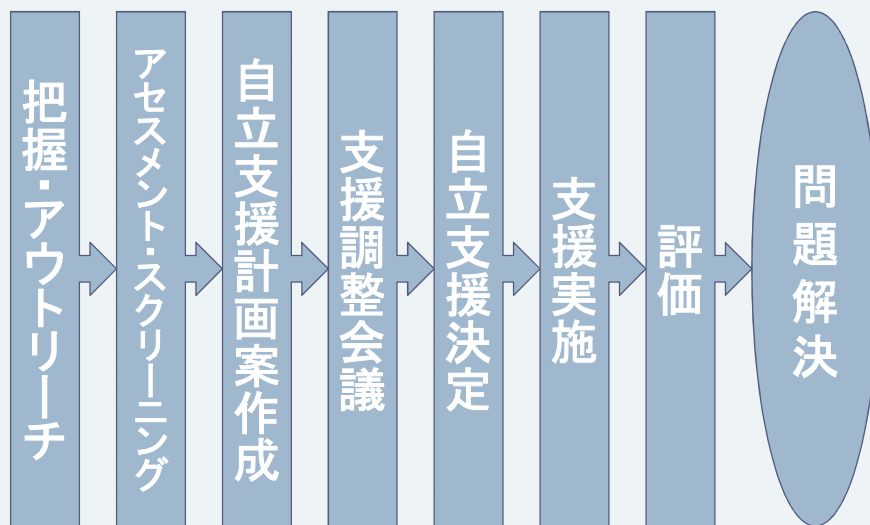
第3次佐倉市地域福祉計画に向けた提言より

(4) 相談支援体制のイメージ図
(相談者の視点・地域支援とコーディネート機能)



3. 佐倉市のモデル事業の概要は？

自立相談支援事業（必須事業）



支援メニュー

就労準備・訓練支援

職場実習などにより、就労前の準備や実際の就労を通じた訓練等の支援を行います。

家計相談支援

家計収支の改善や管理方法、債務整理等について支援します。

公的支援

生活保護やハローワークによる就労支援など各種支援制度の活用

準公的支援

社協による各種貸付など、その他の支援制度の活用

支援調整会議（月1回定期開催+臨時開催）

＜構成員＞社会福祉課長、社会福祉課（生活保護）、高齢者福祉課（高齢者福祉）、障害福祉課（障害福祉）、児童青少年課（児童福祉）、の担当者、健康増進課（保健衛生）保健師、社会福祉協議会事務局長、相談支援員（自立支援）、生活クラブ、光明会（就労準備支援担当者）、その他必要に応じて会議への出席を求める。

＜所管事項＞

- ① 支援計画について、生活困窮者の課題と設定した目標、支援サービス内容及び支援サービス提供者に関する協議、調整を行う
- ② 市で決定した計画に基づくサービスの目標に対する評価と支援体制の検証を行う
- ③ 自立相談支援機関から、相談受付時の緊急支援の報告を受け、その検証を行う

4. 佐倉市の実施体制は？

実施主体：佐倉市（支援決定は社会福祉課）

自立相談支援相談窓口（佐倉市社会福祉協議会）
相談支援員 3 名配置

- ・課題の整理
- ・課題解決へのナビゲート
- ・自立に向けた支援計画の策定

**就労準備・訓練支援
（生活クラブ・光明会）**
支援員各 1 名配置

職場実習などにより、就労前の準備や実際の就労を通じた訓練等の支援を行います。

**就労訓練事業の推進事業
（生活クラブ）**

就労訓練事業を実施する人材（支援員）の養成講座の開催

家計相談支援（佐倉市社会福祉協議会）
支援員 1 名配置

家計収支の改善や管理方法、債務整理等について支援します。

公的支援

生活保護やハローワークによる就労支援など各種支援制度の活用

準公的支援

社協による各種貸付など、その他の支援制度の活用

※各事業は、社会福祉法人へ業務委託

5. なぜ、委託なのか？（その1）

■佐倉市としては、既存の社会資源・ネットワークを活用して、本モデル事業の実施を検討

▶佐倉市社会福祉協議会

⇒自立相談支援事業、家計相談支援事業

▷社協の相談支援や生活福祉資金貸付、日常生活自立支援事業などの蓄積や実績があったこと。また、すぐに実施可能であったこと。

▶生活クラブ・光明会

⇒就労準備支援事業、就労訓練事業

障害者等への就労支援の実績があること、また、すでに中間的就労を実践している社会福祉法人が、市内や近隣地域で活動していたこと。

実績のある社会福祉法人が市内に存在した。

6. なぜ、委託なのか？(その2)

■佐倉市社会福祉協議会(自立相談・家計)

- ▶ 人材確保の面からも、貸付担当などはすぐに可能
- ▶ 市役所敷地内に社協の窓口がある(庁内機関とすぐに連携可能)

■生活クラブ(就労準備)

- ▶ ユニバーサル就労(中間的就労)を実践してきた実績
- ▶ 準備から職場訓練まで一貫した支援が可能

■光明会(就労準備)

- ▶ 市内で障害者就業・生活支援センター受託するなど、就労支援の実績
- ▶ 障害者等に寄り添った伴走支援により、早期就労に結び付け、自立に導く支援を実践(障害者就労支援を通じた一般企業とのネットワーク)

それぞれの法人の得意分野を活かして事業を展開したいと考えた。(就労に関しては、職場での訓練を重視)

7. 相談支援におけるネットワークの構築は？

■相談支援の体制整備

- ▶ 庁内体制の整備
- ▶ 庁外の関係機関との連携
- ▶ 支援調整会議への参加
- ▶ 社会資源の開発

いかに周知して
いくかが課題？

◆国の説明では

生活困窮者については、あらゆる分野にわたる複合的な問題を抱えていることが考えられることから、その相談、支援のためのネットワークの構築を強く訴えています。

8. 庁内体制の整備は？

■担当部署の役割

- ▶ 庁内各部署との連絡調整
- ▶ 地域特性を考慮した生活困窮者の課題の抽出及び必要な支援体系
- ▶ 他の計画・施策等との連動、整合性の確保
- ▶ 自立相談支援事業の運営体制の整備
- ▶ 相談支援プロセスへの参加（支援調整会議への参加、支援決定手続き）
- ▶ 社会資源の開発、地域ネットワークの構築

**佐倉市では、生保を担当している社会福祉課の中で、
生保を直接担当していない「地域福祉班」で対応**

◆モデル事業における佐倉市の体制は、
ネットワークの構築は、すぐにできるものではなく、また、あらゆる分野に広げて
いけばよいというものでもない。まずは、既存の体制を最大限に活用しつつ、少
しずつ必要なネットワークを広げることを検討していく。

9. 今回のモデル事業では(佐倉市)?

■庁内体制として、福祉部、健康こども部各課の担当者や保健師を想定

分野	担当部署
生活保護	社会福祉課
高齢者	高齢者福祉課
障害者	障害福祉課
母子・父子関係	児童青少年課
健康医療・自殺対策等	健康増進課
その他	ケースにより関連する部署

※税部門など庁内の窓口で、相談が必要な方がいた場合、自立相談窓口案内してもらおうようにお願いしています。

10. 庁外関係機関との連携は？

■連携する関係機関等の例

分野	関係機関等	連携例
福祉	社会福祉協議会	貸付、権利擁護委、ボランティアなど
仕事	ハローワーク、地域若者サポートステーション、職業訓練機関、就労支援実施工人等	求職者支援制度、求人紹介、マッチング、就職相談、職業訓練等
家計	家計相談支援機関、小口貸付、法テラス、弁護士、消費生活センター	多重債務等の問題解決、家計からの生活再建支援
経済	商店街、商工会等、農業者、一般企業等	就労の場の提供、職業体験、インターンシップ等
医療・健康	保健センター、病院、診療所	健康問題の把握、解決
高齢	地域包括支援センター、居宅介護支援事業等	高齢者の相談支援
障がい	障がい者自立相談支援事業所、障害者就業・生活支援センター	生活、就労等に関する相談支援、障害福祉サービスの提供等
子育て・教育	児童家庭支援センター、児童相談所、子育て支援センター、学校、教育機関、学習支援機関等	虐待、DV等の相談支援、子育て支援、ニート・ひきこもり相談支援、学習支援等
地域との関係	民生委員・児童委員、地域住民、自治会等、NPO、ボランティア、警察、民間事業者等	対象者の把握、アウトリーチ、見守り、社会参加支援、居場所の提供等
その他	補助人、保佐人、成年後見人	成年後見制度等

※民生委員・児童委員への周知、ハローワークとの連携など必要なときに必要な支援につながるように、可能な範囲で連携

11. チラシ・カードを関係機関へ配布して周知

チラシ(実物はA4サイズ)

「暮らし」や「仕事」でお困りの方へ
お気軽にご相談ください

佐倉市より自立相談支援事業を受託し、暮らしや仕事の相談窓口を開設しました。

おひとりでお悩みに気軽に相談ください。
あなたのその悩み、いっしょに考えていきましょう！！

自立相談支援窓口(佐倉市社会福祉協議会)

相談の流れ

- ①お困りごとの確認
 - ②一緒に解決プラン作成
 - ③公的制度やサービス活用
- 問題解決へ

支援メニュー

- 就労準備・訓練支援**
職場実習などにより、就労前の準備や実際の就労を通じた訓練等の支援を行います。
- 家計相談支援**
家計収支の改善や管理方法、債務整理等について支援します。
- 公的支援**
生活保護やハローワークによる就労支援など各種支援制度の活用
- 準公的支援**
社協による各種貸付など、その他の支援制度の活用

佐倉市社会福祉協議会

佐倉市海隣寺町87番地 社会福祉センター2階

電話 043-484-6200

FAX 043-486-2518

メール seikatsu@sakurashakyo.or.jp

午前8時30分～午後5時15分(土・日・祝、12月29日～1月3日はお休み)



カード(実物は名刺サイズ)

佐倉市委託 生活困窮者自立促進支援モデル事業

暮らし、仕事、生活費のご相談
あなたの再スタートを応援します



相談無料、秘密厳守 悩んでいたらご相談ください。

社会福祉法人 佐倉市社会福祉協議会

TEL 043-484-6200 FAX 043-486-2518

E-mail seikatsu@sakurashakyo.or.jp

〒285-0013 佐倉市海隣寺町 87 社会福祉センター2階
午前8時30分～午後5時15分(土日祝 12/29～1/3 休)

- 自立相談支援事業を受託している、
佐倉市社会福祉協議会で作成
- 市役所、市社協の窓口等や関係機関
にチラシ・カードを設置し、それぞ
れの職員の協力を得て周知
- 民生委員・児童委員へ定例会議を通
じて配布周知

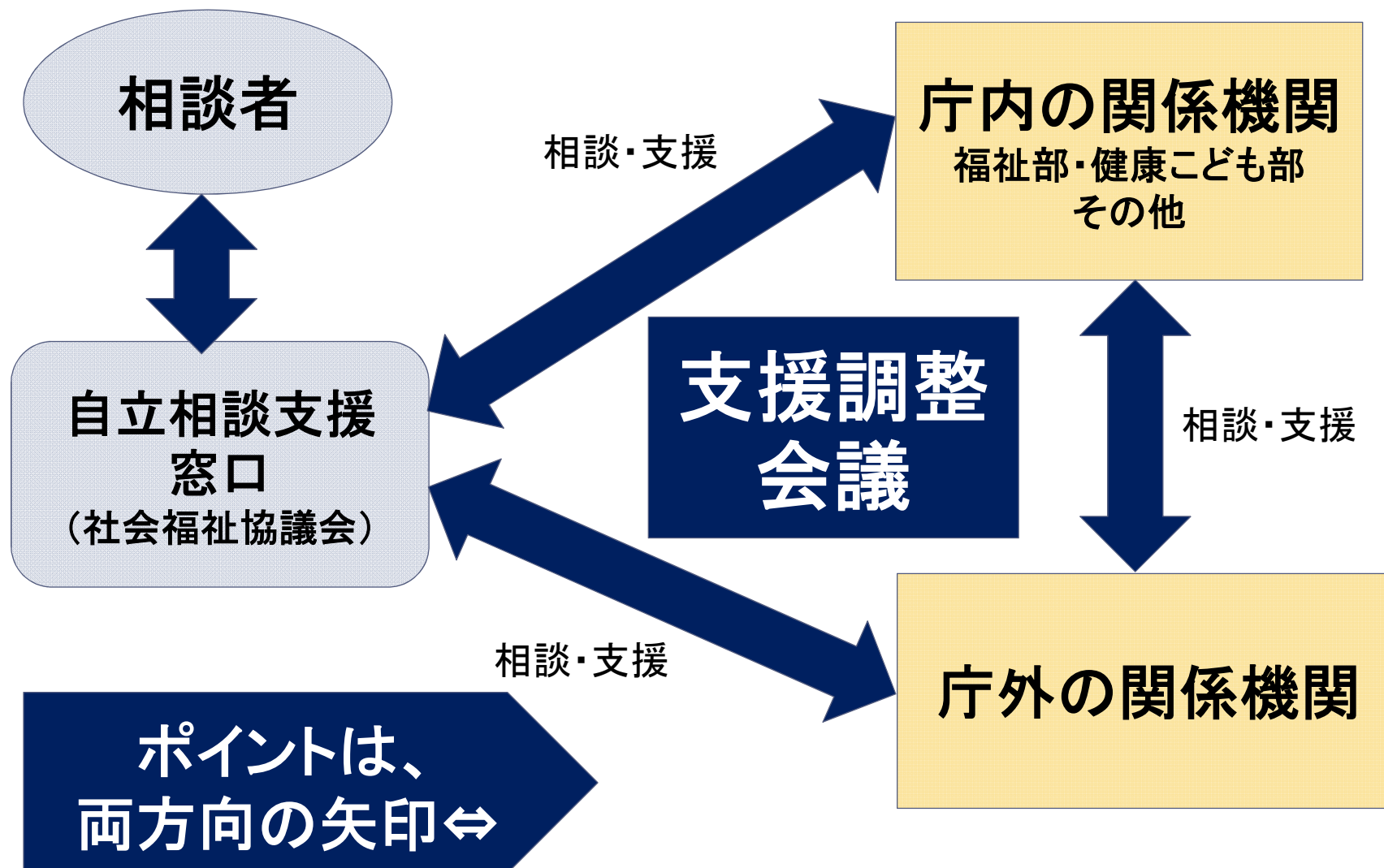
12. 支援調整会議の状況は？

- ▶ 支援決定のプロセス
- ▶ 支援決定は行政なので、その最終確認の場
- ▶ 支援計画の確認及び支援の役割分担の確認
- ▶ 支援実施後の評価(支援終結判断)
 - 月1回の定期会議及び 必要があれば随時開催
 - 会議の主催は、自立相談支援機関(社会福祉協議会)
 - 各担当者、保健師等及び就労支援機関の参加

※相談受付から計画策定の段階で、必要に応じて、各分野の担当者に、自立相談支援員(社協)から、ご相談することがありますので、ご指導、ご助言等よろしくお願いします。

平成26年度は、毎月、第3木曜日に実施

13. 連携イメージ



14. 就労準備支援(任意事業)の必要性

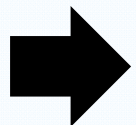
- ▶生活困窮者それぞれに合った就労に結びつけることの重要性
- ▶また、それを可能とするための相談にとどまらない就労支援の必要性
- ▶就労に至るまでの支援の中で、利用者の自己有用感を高めるには、実際の職場での就労体験を通じて自己実現してもらうことが重要



自立相談ですべて抱えることとなる
⇒出口である支援が必要

15. モデル事業での就労支援

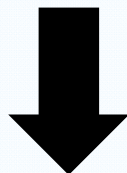
就労に一定期間を要する人



◆就労準備支援事業(光明会・生活クラブ)

- ・就労に向けた日常・社会的自立のための訓練
- ・職場で働きながら訓練を行う

就労準備支援担当者を各1名配置し、本人の状況により、必要な支援を実施(寄り添った支援)

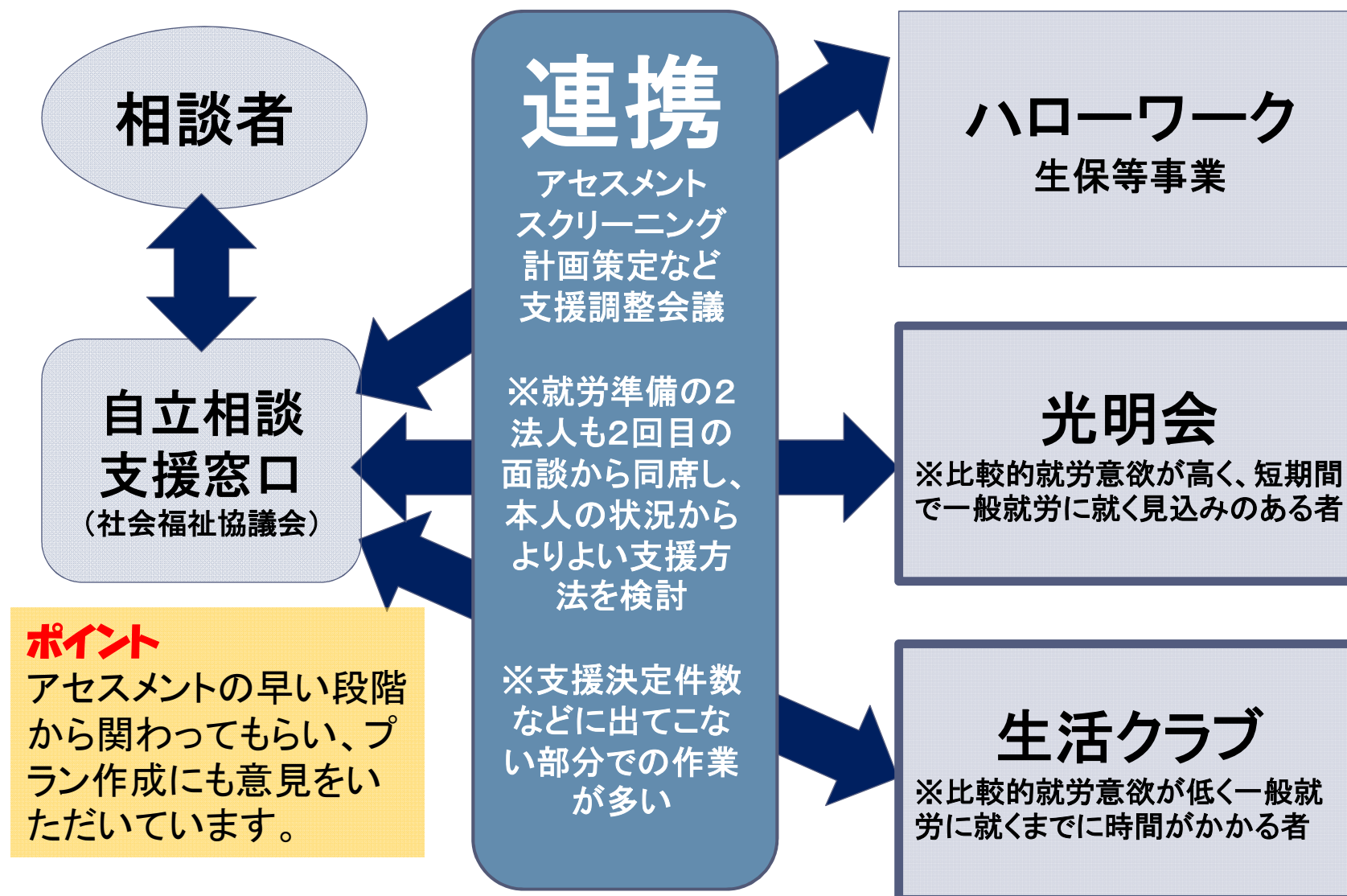


なお一般就労が困難な人

◆「中間的就労」の推進 (生活クラブ)

- ・直ちに一般就労が困難な人に対する支援付きの就労の場の育成として市内社会福祉法人の経営層への意義の共有をしたのち支援担当者養成講座を開催。中間的就労の受入れ事業所の拡大

16. 佐倉市の就労支援の流れ



17. 佐倉市の就労支援の特徴

■職場実践型で早期に職場定着を目指す

- ▶いわゆる職業訓練(トレーニング)を受けて就労する方法が有効な方もいるが、働きたい方を早期に職場につなげ、就労自立を目指す「職場実践型」が有効な方が多くいる。
- ▶就労自立を最重要課題と捉え、トレーニング後の就労ではなく、就労してから、職場でトレーニング手法、「トレーニング＝仕事」であり、「トレーニング終了＝職場」となる。

訓練終了後、新たな職場であらためて環境に慣れ、仕事を覚えることはかなりの負担となる。また、一般就労に就くまでの生活費を考えるとすぐにでも収入に直結する支援が求められる。

18. 支援内容(光明会)

■(対象)比較的就労意欲が高く、短期間で一般就労に就く見込みのある者

- ▶ 利用者が早期就労できるよう、実際の職場での就労体験以外の訓練は最小限(身だしなみ、挨拶、面接、履歴書など)
- ▶ 早期に実際の職場での就労体験
- ▶ 常に職場開拓を実施し、受け入れ企業を数社確保しておく
- ▶ 利用者が就労している職場を巡回し、プログラムどおり実施されているかモニタリング支援
- ▶ 実際に雇用になってからも、定期的なモニタリングにより定着支援を自立相談支援機関と協力しながら実施する

職場外での研修等を最小限に抑え、生活自立、社会自立、就労自立に関するすべての支援を、実際の職場での就労体験等を通して実施

19. 支援内容(生活クラブ)

■(対象)比較的就労意欲が低く一般就労に就くまでに時間がかかる者

- ▶ 実際に職場(中間的就労も実施)に入り、利用者の希望、長所を活かした仕事を行うことで生活習慣やコミュニケーション能力を習得
- ▶ 職場での基本的なルールを実践、比較的軽易な作業等で、社会人としての事柄を現場で学ぶ
- ▶ 職場では、利用者の特性を考慮しながら指導し、働きやすい環境整備に努める
- ▶ 定期的な振り返り面談により、本人の状況や課題、希望等を把握
- ▶ 就労時間や仕事内容を見直しながら、目標達成に向け伴走型の支援で一般就労を目指す。

自身の事業所や協力事業所での業務分解により、利用者に合った業務を創出し、訓練を実施し、ステップアップを図っていく。
ユニバーサル就労(中間的就労)の実践

20. 実施状況(平成25年度)

■ 自立相談

- ▶ 延べ相談件数 2,568件
- ▶ モデル受付 486件
- ▶ スクリーニング実施 449件
 - ▷ 情報提供のみ 62件
 - ▷ 他制度他機関つなぎ 245件
 - ▷ 継続支援 142件(その後自立での支援で終結約100件)
- ▶ 支援決定件数 13件

就労準備支援 9件

就労の実績 8件

21. 事業実施上の課題・対応策

▶ 一般就労後の定着支援

- 自立相談支援機関と連携しながら、就労準備支援事業者が実施。
- 就労後の状況に関する企業とのやり取りは、協力関係を構築している就労準備支援事業者が行うほうが効果的
- 引き続き就労準備支援担当者が支援するほうが、利用者にとって負担が少ない

▶ 実施主体として、常に状況把握していくことが求められる。 また、実施主体及び委託事業者間で、常に意見交換ができる仕組みが必要

- 月1回以上の打合わせなど

▶ 出口(就労先)の開拓が重要

- 地域の企業等と関係を深め、協力事業者を増やしていく必要がある

22. 事業実施の効果は？

■困窮者の実態の把握

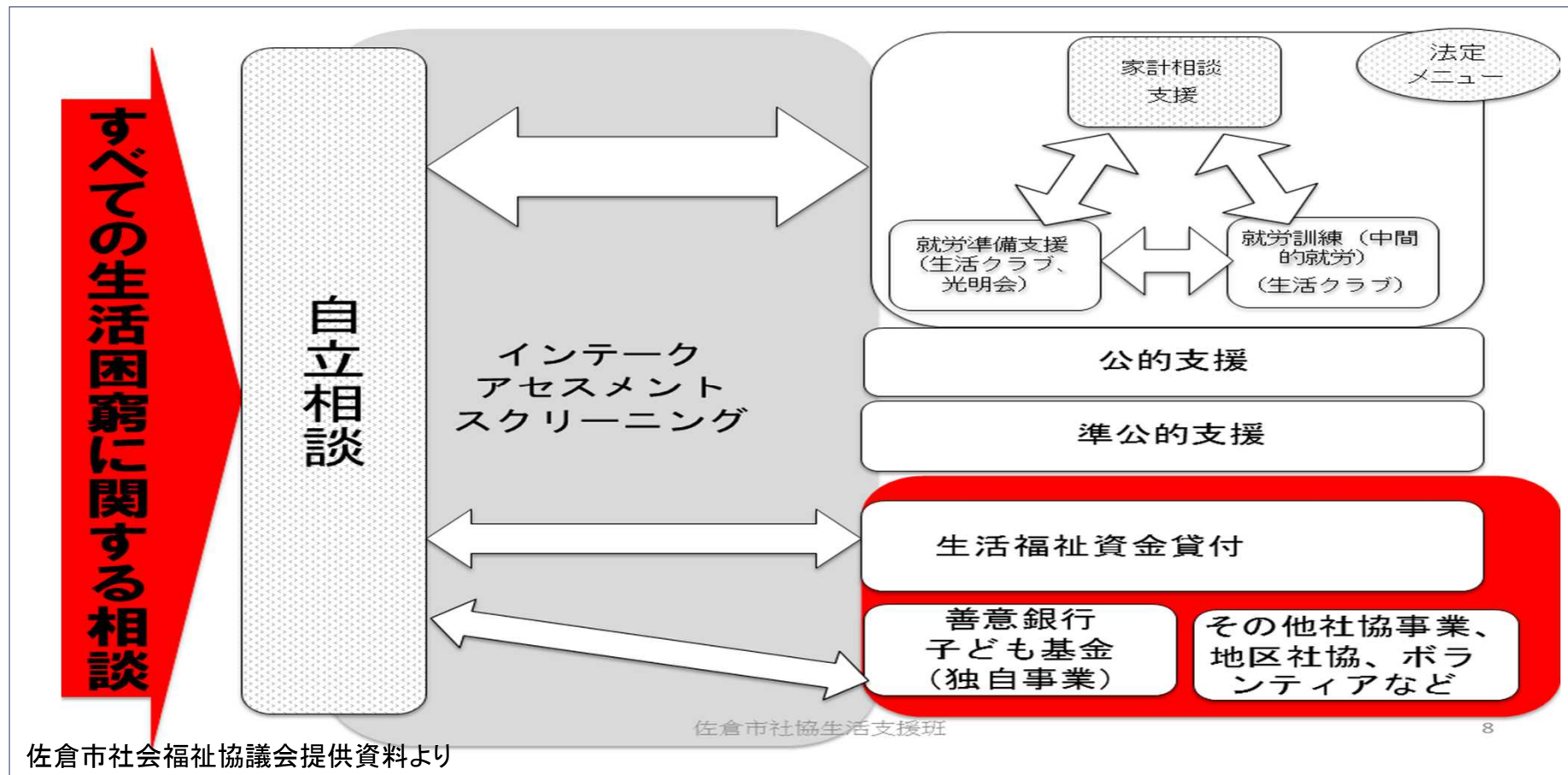
- ▶モデル事業実施により、社協での貸付などの相談の実態が見えてきた(潜在的な困窮者は多数いると思われる)
- ▶このような困窮者をいかに支援につなげられるかが重要

■相談機能の充実

- ▶佐倉市では、自立相談支援により、相談機能の充実を図ることを想定しており、その体制整備に活用

各専門機関のネットワークにより問題解決できる仕組みが必要(佐倉市の相談イメージ)

(参考①)自立相談(社協)の相談連携イメージ



あらゆる相談を自立相談で受け止めて、その結果としてそれぞれの支援がある。(貸付等の相談についても同様)

(参考②)何が困っているのか？

自覚症状は「お金がない」



自立相談では、「お金がないから貸付の相談に来た」場合でも、そのお金がない根本原因を探る

(参考③)自立相談と家計相談の連携

■「お金」に困ると自ら相談に来る

→他機関で接触できない困窮者が来る可能性も

■収入状況から就労状況、家族関係まで細かくアセスメントすることができる

→他機関で確認できなかった情報も把握できる



■潜在化されたニーズを顕在化させやすい

■必要な関係機関も介入しやすい

■お金以外の支援にもつなげやすい

(参考④)家計相談支援の必要性

- 家計収支の把握**
- 阻害要因の見きわめと必要な支援へのつながり(自立相談支援事業の役割でもあるが、家計相談だからこそ把握できることもある)**
- 定期的な面接による家計相談(週1～月1)**
- 税滞納や社会保険滞納相談の同行、調整**
- 貸付相談へのつながり、償還指導での連携**
- 債務整理に向けての相談(必要に応じて)**
- キャッシュフロー表、ライフイベント表の作成**

- ・自立相談支援担当と組んで伴走支援
(定期的な面接による家計表作成指導)
→お金の流れから生活ぶりが見えてくる
- ・関係機関も必要に応じて同席、プロセスを共有
- ・必要に応じて債務整理についての相談

(参考⑤)毎月の家計支援の内容

* 訪問または来所で、一定期間の収支をチェック、助言(お金から生活ぶりが見える)

③月末に年間収支表へ転記し、課題点を見つける

②次に、費目毎に日足帳を作成

①まずはレシートを日別に整理

佐倉市社会福祉協議会提供資料より

(参考⑥)「レシート」は語る

- 単身自炊、1日1,000円の予算で食費が足りない!?

→食材の前にスイーツを購入していた

買い物同行支援

- 買い物内容は一見、質素だが、なぜ毎日缶チューハイを大量に?

→家族がアルコール依存症と診断

受診支援に向けて
相談事業所と連携

- 大家族の主婦なのに夜10時過ぎに買い物?!

→帰宅したくないほど家族関係が悪化していた

子と両親の状況確認(市の高齢者、
児童部門)、定期的な面接支援

佐倉市社会福祉協議会提供資料より

レシートから見てくる状況から、自立相談と協力連携しながら
継続支援が必要となる。

(参考⑦)支援開始後見られた変化

- 就労状況の改善、収入増
- 支出の把握ができるようになった
- 買い物のコントロールができるようになった
- 貯金ができるようになった
- 関係機関が自宅に入れるようになった
- 自宅内外を片付けるようになった
- 規則正しい生活をし、子どもたちを学校へ送り出せるようになった
- 家族との関係が改善した